

山形県とキューピー株式会社との「やまがた創生」に関する連携協定書

山形県（以下「甲」という。）とキューピー株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、「やまがた創生」に資するため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙がそれぞれ有する人的・物的・知的資源を有効に活用して協働することにより、「やまがた創生」に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携協力して取り組むものとする。

- （1）山形県産農産物の地産地消の推進と利用拡大に関する事項
- （2）健康増進に関する事項
- （3）食育の推進に関する事項
- （4）子どもの貧困対策に関する事項
- （5）災害対策に関する事項
- （6）その他、「やまがた創生」の推進に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の実施及び詳細については、甲乙合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙のグループ会社及び代理店に実施させることができる。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更又は解除を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密事項を相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏洩・本協定の目的外に利用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新され、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項について、必要があるときは甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各自その1通を保有するものとする。

平成31年2月12日

甲 山形県山形市松波2-8-1

山形県知事

吉村 美栄子

乙 東京都渋谷区渋谷1-4-13

キューピー株式会社

代表取締役 社長執行役員

長南 収